



令和3年(ワ)第59号 損害賠償請求事件

原告 園原部落会

被告 田中義幸 外2名

## 証拠申出書

令和6年(2024年)1月25日

長野地方裁判所飯田支部 御中

原告訴訟代理人弁護士 原 正 治

同 弁護士 原 史 織

### 1 人証の表示

〒395-0304 長野県下伊那郡阿智村智里3643番地のイ

原告代表者本人 熊 谷 章 文

(同行、尋問予定時間50分)

### 2 立証趣旨

原告主張事実全般

### 3 尋問事項

別紙尋問事項書記載のとおり

## 尋 問 事 項 書

原告代表者本人 熊 谷 章 文

- 1 園原簡易水道が敷設される以前の生活用水の取り入れについて
- 2 湧水補償として園原簡易水道が道路公団により敷設されたこと
- 3 昭和60年頃全村水道化に伴い、園原水道が阿智村の管理となったこと
- 4 一方で、一旦徴収された水道料金が園原部落に返還されることになったこと
  - (1) その経緯
  - (2) 返還額等について
- 5 昭和60年度の部落会において、水道料金返還金が問題になったこと
- 6 被告熊谷操開設の「園原部落特別会計」口座（乙11・甲4）について
  - (1) 開設時期
  - (2) 繰越時期
  - (3) 原告代表者は平成28年度に上記の口座通帳の存在を初めて知ったこと
- 7 平成16年の被告操との協議で毎年30万円が返還されることになったこと
  - (1) 甲25の陳述書について
  - (2) 甲31の1, 2（照会書とその回答書）について
- 8 園原部落会設立の経緯について
- 9 平成23年に園原部落会の総会で管理者を被告操から田中友弘氏に交代することになったこと
- 10 被告が提出した会計帳簿（乙28の1・2、甲34）が改竄変造されたものであること
- 11 原告代表者の陳述書 — 甲9、甲25、甲33について
- 12 被告提出の乙1～6について
- 13 その他本件に関連する一切の事項



令和3年(ワ)第59号 損害賠償請求事件

原告 園原部落会

被告 田中義幸 外2名

## 証拠説明書

令和6年(2024年)1月25日

長野地方裁判所飯田支部 御中

原告訴訟代理人弁護士 原 正 治

同 弁護士 原 史 織

### 甲第31号証の1ないし第35号証について

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲31 の1	照会書	写し R5.12.28	原告代理人 弁護士原正 治	平成17年頃に、田中正子氏が、JA みなみ信州園原支所に出向き、30万円 をカウンターの上に置いて帰ってし まったこと、困ったJA側は熊谷章文 氏に連絡して同人に引き取ってもら ったという原告主張事実について、当 時の支所次長であった熊谷昌和氏に 照会した内容、及びその結果につい て。同人は、概ね上記事実があったこ とを認めている。
甲31 の2	令和5年12月28日 付照会書に対する回 答書	原本 R6.1.9	熊谷昌和	

甲 32	「1. 園原部落組織」と始まる書面	写し	R5.12.22	原告代表者	別件の御庁令和4年(ワ)第4号損害賠償請求事件において、令和5年12月13日に成立した和解の条項3項に基づき、原告代表者が訴訟に至った経緯(平成28年度副部落長会計の任期が終了した後も、園原部落の通帳、帳簿を返還しなかった理由、園原部落の特別会計口座を解約した理由等)について、令和5年12月22日に開催された部落総会において説明した内容。
甲 33	陳述書	原本	R6.1.22	原告代表者	原告主張事実全般について
甲 34	平成18年度園原部落会計帳簿	写し	H18~19年中	園原部落	本書は、別件の御庁令和4年(ワ)第4号損害賠償請求事件において、乙第33号証として提出された書証であるところ、平成16年度・平成17年度の会計帳簿(乙28の1・2)のみならず、平成18年度の会計帳簿にもパソコンで打ち出した書面が貼り付けられ、被告熊谷操が個人的に開設し、管理してきた水道料金返還金に関する「園原部落特別会計」口座が歴代の部落会計により管理されてきたことを装うために帳簿が改ざん・変更されたこと。
甲 35	陳述書	写し	R4.10.12	熊谷泰人	本書は、別件の御庁令和4年(ワ)第12号地位確認請求事件において、甲第16号証として提出された書証であるところ、園原簡易水道が中央道恵那山トンネル掘削工事による濁水被害の補償として敷設されたこと、昭和60年頃に阿智村の全村水道化に伴い村が一旦徴収した水道料金を園原部落に半額程度返還することになったこと、を立証する。

以上



令和5年(2023年)12月28日

下伊那郡阿智村伍和丸山4041

熊谷昌和様

〒395-0084 飯田市鈴加町2丁目16番地1

原正治法律事務所

TEL 0265-52-2416

FAX 0265-52-5333

弁護士 原 正 治

## 照 会 書

(訴訟事件の表示) 長野地方裁判所飯田支部

令和3年(ワ)第59号 損害賠償請求事件

原 告 園原部落会 (代表者熊谷章文)

被 告 熊谷操外2名

冠省 突然本書を差し上げ失礼致します。

- 1 当職は、上記訴訟事件(以下、単に「本件」といいます)の原告代理人を務めている者であります。本件に関連して貴殿に是非お尋ねしたい事柄がありまして、本照会書を差し上げた次第です。
- 2 さて、本件は、昭和60年阿智村の全村水道化に伴い、もともと園原簡易水道を所有していた園原部落に対し、阿智村から徴収した水道料金の返還が行われるようになったところ、上記返還金を被告熊谷操氏らが横領したと主張して訴えている事件であります。

訴訟の中では、被告らは全面的に横領の事実を否認し、重要な間接事実についても否認しています。

重要な間接事実の1つに次のことがあります。

平成16年のことではありますが、水道料金返還金について、かねてより、熊谷操氏の横領を疑っていた原告代表者・熊谷章文氏が同人を問い資したところ、熊谷操氏は、同席した被告田中義幸氏、当時の園原部落長熊谷寛氏の面前で、横領の事実を認めて、「村から45万円もらっているが、その内15万円は管理費だ。残りの30万円は部落に入れる。」と約束をしました。その約束に従い、その後、熊谷操氏は、じっ懇の間柄である田中義幸氏の妻正子氏に託して熊谷寛部落長の自宅に30万円を届けたので、原告代表者・熊谷章文氏が飯田信用金庫上飯田支店からJAみなみ信州阿智支所の園原部落の普通貯金口座(口座番号6158820)に他の金員と合算して振込んでいます。

ここからが貴殿にお尋ねしたい点ですが、翌平成17年は、熊谷章文氏としては、「村から直接振り込まれるべきお金なのでそのように手続をして下さい」と、その旨田中義幸氏及び熊谷操氏に依頼していたところ、同人らの使者として田中正子氏がJAみなみ信州園原支所(当時の支所長は貴殿であると聞いています)に出向かれ、カウンターの上に30万円を置いて帰ってしまったとのこと、困ったJA側は熊谷章文氏に連絡して、同人に引き取ってもらったとの事実があります。

これらの事実については、原告側は紛れもない事実であると主張し、被告側は事実無根であると否認しています。

3. そこで、貴殿にお尋ねしますが、平成17年頃にJAみなみ信州園原支所において、前記のような事実があったのでしょうか、お答え頂きたく、ご依頼申し上げます。ご回答は、別添の回答書に記入の上、同封の返信用封筒に入れて返送願います。

何分にも、20年近く以前の出来事であり、記憶が薄らいでしまっている懸念もありますが、何卒しっかりと思い出して上記出来事の真偽についてご回答願います。

なお、ご不明・ご不信な点は、ご遠慮なく当事務所までご連絡願います。

不一

(別 紙)

年 月 日

弁護士 原 正 治 殿

住 所

氏 名

印

### 令和5年12月28日付照会書に対する回答

- 1 平成17年頃、私がJAみなみ信州園原支所の支所長を務めていたことについて  
(1) 間違いありません (どちらかに○をつけてください)  
(2) 違います
- 2 平成17年頃、JAみなみ信州園原支所に田中正子という女性が赴き、園原部落の会計口座に30万円を入金してくれと言って、カウンターに同現金を置いたまま帰ってしまったこと、そのため園原部落の当時の会計熊谷章文氏に連絡して、その現金30万円を引き取りに来てもらったことについて  
(1) 上記事実はありません。 (どれかに○をつけてください)  
(2) 上記事実はありました。  
(3) 上記事実に近いことはありました。  
(その内容)
- 3 その他、本件に関連することなら、何でもお書き下さい。





1. 園原部落組織

西組（上の組）・中組・東組・下平組・殿島組の5組で構成

役員：部落長（行政囑託員：村から報酬）、副部落長（会計・書記）

組長4名（殿島組は除く）

特別役員：井水役

2. 部落会計（組費のみ）

各組の組長が組費として園原部落普通口座に直接入金する。

会計役は、園原部落普通預金口座の入出金記録を帳簿に記載した上で、帳簿と同口座通帳にて監査を受ける。（年度末）

※組費は部落の運営費であり、部落会費でないことに注意する。

運営費とは水光熱費・人工等です。

3. 決算（会計報告）

年度末に組長を招集し、人工総括表を各組長に配布して各組ごとに決算する。

決算書（各組勘定帳）と現金（各組ことの人工代）を組長に渡す。

※各組の組長は、勘定帳記載に基づき組ごとに勘定を行う。

特別会計（井水定期預金・園原部落特別会計No.1・修景事業）については、組勘定とは関係しない。）

4. 会計帳簿について

会計帳簿には、園原部落普通預金口座の通帳明細だけを記帳する。

※井水定期預金は定期額面を記帳する。園原部落特別会計No.1と修景事業は年度末閉めの総額を記帳し、明細は記帳しない。

現存する会計帳簿は三冊あります。

一冊目：昭和46年頃から平成19年3月まで

二冊目：平成19年4月から平成29年3月まで

三冊目：平成29年3月から

（詳細については16.項に記載）

5. 特別会計の説明

・園原部落特別会計No1（火渡り）口座

火渡り行事（会計）は奉賛会が行ってきたが、平成15年の奉賛会会長である典章が、火渡り行事の会計（売上金等）を信濃比叡の住職に任せることとし、売り上げ会計から10万円を場所代として受け取ってきました。場所代は部落会計（組費）とは別なために、典章の指示で熊谷寛会計と章文書記が専用の口座を設けています。（最初の特別会計であるため、特別会計No1とした。）なお、火渡り時の役員は、部落長・会計・書記の三名が兼務します。役員が販売するお札やお守りなどの売上金も同口座に入金する。

※信濃比叡本堂の開山に伴い、奉賛会は解散しています。

・修景事業（両区からの補助金）口座

平成17年まで同口座（通帳）は、修景委員（熊谷秀二委員長田中義幸会計）田中義幸会計が管理しており、部落監査日に併せて監査を受けてきました。同口座は部落会計とは関係していません。

6. 園原簡易水道の経過

中央道恵那山トンネルの工事が始まる昭和45年頃の園原地域には、三か所の共同水道が敷設されていました。（添付資料1）このうち、上の組と東組の共同水道の水源が予備トンネルの工事において枯渇したことで、道路公団が新たな共同水道（水源）を補償にて敷設することになりましたが、井戸や湧水を使用していた他の住民からも枯渇を原因とした敷設要求が上がり、共同水道（上の組と東組）への敷設配水管から分岐接続されることになりました。昭和47年10月に園原簡易水道は完成しましたが、その後、農協や森林組合の共同水道にも接続されています。

（事業費1,322万円：国庫補助金と村補助金を受けています。村史より）完成に伴い、水道施設の管理は部落が行うとされて、当時の部落長熊谷千美氏が村と契約しています。しかし、熊谷操氏が村会議員に成った昭和54年に、千美氏から部落印鑑を借り出して管理者の交代が行なわれています。（この件は昭和60年の部落会まで知らされていません。）

7. 共同水道利用者と井戸湧水利用者の分類

・上の組と東組の共同水道利用者

渋谷栄治・熊谷繁（一幸）・田中平次郎（義幸）・熊谷義春・田中倉太郎・田中利彦・熊谷操・熊谷岩男（政幸）・熊谷正人・熊谷美里（秀二）・熊谷久志・熊谷千鶴・渋谷武彦（吉彦）・熊谷三郎（明久）・熊谷啓司（泰人）・熊谷典章（章文）  
集会所

・井戸湧水利用者

熊谷一寸志（元次）・熊谷繁人（やよい）・熊谷与四郎・熊谷千美（知文）・熊谷唯義・熊谷春一（敏治）・熊谷邦彦・熊谷はるえ・熊谷靖正・熊谷一佳（昌彦）・熊谷五郎（寛）・熊谷忠一（義文）・熊谷直美（敏一・和美）・熊谷菅雄（文彦）・熊谷勝男（勝彦）・熊谷さとし・

8. 園原簡易水道を村が管理することになった経過

昭和60年の恵那山トンネル完成に伴い、昭和59年に郵便局（住戸）の共同水道にも園原簡易水道の末端配水管から接続されて、園原地域にある共同水道設備の一体化が完成し、園原簡易水道は完了しました。

完了に伴い、「全村水道化事業を進めている関係で、園原簡易水道も村の水道事業に組み込みたい」との申入れがありました。（この時点で部落の管理が終了しています。）申入れの内容は「水道料金の徴収を始める。管理費や将来

の敷設替えなどの経費を除き、あとは部落にまとめて返還する。」であり、部落はその申し入れに合意しています。

(昭和62年の会計帳簿に、「水道代1620円」の掲載があるが、「集会施設から水道料を取るのはおかしい。」と抗議して、翌年から中止されています。)

#### 9. 園原簡易水道の権利が部落住民にある理由

道路公団の補償(水源の枯渇)で敷設(部落住民の負担なし)されたので、部落住民及び集会施設は昭和60年まで水道料金を納めていません。

※昭和51、2年頃に、井上治氏と大蔵譲治(大鳳食堂)の二名が園原部落に水道加入金(3千円程度)を納めています。(帳簿記載あり)

昭和60年の申入れ以降、部落に返還金(水道料)が支払われています。

※水道施設の管理は村が委託した専門業者が行っており部落は関係しない。

#### 10. 園原部落会の設立と園原簡易水道の関係性

平成21年3月、全住民参加の園原部落会が地縁団体として法人登記(村)されています。この会の設立目的の一つに「上下水道、生活用水、農業井水の管理」を挙げており、上下水道の水道とは園原簡易水道を示しています。

※法人登記の財産は土地ではありますが、不動産として登記できない集会所・水道・生活用水・農業用井水も含めております。

#### 11. 水道事故と管理の関係性

平成23年7月、塩素機故障による水道事故が発生。村の水道担当職員は「操さんに管理をお願いしていたが、備え付けの管理手帳が白紙であり管理実態が無い。」との返答でした。急遽園原部落会を開催し、操氏の出席を願い、園原簡易水道が敷設された経緯を説明して、管理者交代(操氏から田中友弘氏)の了解を全員から得たうえで、水道担当職員に管理者の変更を届けています。

#### 12. 水道料返還金横領の経過

昭和60年、教育長であった典章は原武平収入役から「操は水道の金を横領している。」と聞かされ渋谷武彦部落長に報告しています。その後、部落会が招集されたので、父から詳しく話を聞き出席しています。武彦部落長がことのあらましを説明したのち、熊谷啓司氏が「水道料は半分返してくれる約束だったはずだ」と発言され、水道管理者であった熊谷千美氏は「管理は操さんと交代した」と話されたことに、操氏は「間違っただけで俺の口座に振り込まれたかもしれんので調べてみる」と返答されています。

平成16年、熊谷寛部落長とで通帳を確認したところ、昭和60年12月30日に水道料返還金と思われる入金があり、翌年に同金額の支出がありました。ちょうどその頃、火渡り行事において、奉賛会の売上金(お札・お守り等)に不明が出たことで、操氏と義幸氏、寛氏と私の四人で操氏の自宅で話

し合いを持ちました。操氏から「村から45万円もらっているが、その内15万円は管理費だ。残りの30万円は部落に入れる」との約束を取り付けています。その後、寛部落長の自宅に義幸氏の妻正子氏が30万円を届けたので、部落口座に振り込みました。翌年は、「村から直接振り込む金なのでそのように手続きしてください。」義幸氏にお願いしていたところ、正子氏はみなみ信州農協園原支所（熊谷支所長・井原職員）に出向かれ、カウンターの上に30万円を置いて帰られたことに、その30万円を引き取り、後日熊谷和美会計の自宅に出向き、部落口座へ入金するよう指示しています。

### 13. 園原部落特別会計の口座を閉めた経過

平成28年3月、田中友弘部落長、熊谷政幸会計との次年度引継ぎを行いました。修景事業の通帳口座に、監査を受けた後に不明な金員の支出があるのを見つけ政幸氏を問い詰めたところ「孝志に言われて支払った。」と言う。請求書と領収書を用意せよと指示したが、一年間待っても提出されませんでした。また、水道料返還金30万円の入金がなされていないのを友弘氏に言えば「水道の管理は操さんに取りあげられた」と発言されたことで、政幸氏と二人で役場に出向いています。担当職員（矢澤生活環境課長・係長）は説明できないとされました。

『平成18年度から、突如、園原部落特別会計の通帳が新規開設されており、部落会計の管理とされていた。』

『平成17年度の水道料返還金30万円を和美会計に入金するように指示していたが、入金されていない。』

『平成18年から数年間、園原部落特別口座No.1（火渡り）通帳の入出金に多くの使途不明金を発見した。』

以上の経過において、操氏と孝志氏、政幸氏と和美氏らが組みして横領したことに気づきました。

この様な経過を持って、平成28年3月に熊谷村長と面談を行いました。村長には「操さんは名のある方ですので、何とか間違いとして対応していただきたい。」とお願いしています。

平成29年2月、政幸部落長が自宅に来て「来年度の部落長はおりてくれ、みんなの意見だ。」と言われたことで、この犯罪が隠蔽されるとの危機感を持ちました。犯罪行為を部落長として穏便に解決したく考えていましたが、部落長を解任されれば成す術がないと考え、横領の証拠となる4通の特別口座を解約し、普通口座に組み入れ、証拠となる通帳を保管することにしました。

### 14. 警察に届けた経過

村長に解決のお願いをしてから一年も経つと言うに、村長は何ら調査もすることはなく、様子を伺ったにしても何も対応されませんでした。そんな中、

政幸部落長から次年度部落長を降りろとの指示や、熊谷朋弘（役場職員）部落長の執拗な通帳返還要求において、村長の隠蔽工作に気づきましたので、警察に告発する旨を村長に報告したうえで、平成29年4月初頭、飯田警察署刑事課に告発しています。

#### 15. 解約した通帳を返さなかった経過

次年度の部落長に決まった熊谷朋弘氏と政幸部落長が自宅に来られ、通帳を返せと指示されましたが、3月中は会計の任であるため4月に入れば返すとしたところ、4月に入り、熊谷朋弘部落長と田中憲治会計が通帳を引き取りに来ましたので、4通の特別口座を解約した理由を説明し、また帳簿にも多くの間違いがあることで、新たに帳簿を新設して引き渡していますが、不正の証拠になる使用済通帳（普通預金口座）の一切と、解約した4通の特別口座の通帳は返さないとして了解を得ています。

#### 16. 使用済通帳と解約した特別会計と帳簿を返した経過

令和元年12月10日、孝志氏や菊美氏から、通帳を返さないのは横領だと罵られ、それに同調された方が同時に退出されたことで、部落会は中断されています。そのあとに、熊谷繁部落長から、親父と操さんと章文さんの三人から部落会で話を聞くので通帳は返した方が良いと進言されたことに、これ以上の混乱は避けたいとして、翌日に、経過の書面と併せて繁氏の自宅に届けております。

#### 17. 三冊の帳簿と捏造について

- ・一冊目：昭和46年頃から平成19年3月までが記帳されています。

平成16年度から平成18年度までの帳簿記載に、パソコンで打ち出した書面が張り付けられています。帳簿は手書きで記帳するものですし、実際に手書きされた上に重ねられています。平成16年度は章文が会計で記帳しています。平成17年は章文が部落長で和美が会計です。平成18年は和美が部落長で孝志が会計で、監査員は熊谷寛と熊谷章文であります。この年は和美部落長の人工計算に多くの間違いがあり、それを指摘したところ、バカヤローとの金切り声を上げて退出したことで、監査が中止になりました。しかし、張り付けられた書面には、熊谷寛と熊谷章文が監査を行ったとされており、園原部落特別会計の帳簿明細が記されています。また、平成19年の熊谷昌彦会計に確認を取ったところ、昌彦氏が記帳した帳簿でないと判明しました。

- ・二冊目：平成20年4月から平成28年3月までが記載されています。

政幸会計から帳簿を引き継いだところ、平成18年度から平成27年度までの会計帳簿に多くの間違いがあり、また、『園原部落特別会計』『修景事業通帳』との口座の明細が記載されていたことで、記帳を途中で止めています。

- ・三冊目：二冊目の帳簿に、一旦、平成28年度分を記帳しましたが、前記の理

由で記帳を止め、園原部落普通預金通帳の平成29年3月締め金額を初頭に記載した新しい帳簿を田中憲治会計（熊谷朋弘部落長に確認済）に渡していますので、平成29年度と30年度の記載は三冊目の帳簿に記載されていることとなります。

令和元年12月11日に、熊谷繁部落長に、一冊目と二冊目の帳簿を返していますが、その返した帳簿に、三冊目の帳簿記載が書き写されています。

#### 18. 帳簿捏造の目的

これらの捏造に共通していることは、いずれも『園原部落特別会計』の口座を会計帳簿に記載することです。平成16年（操・田中・寛・章文の話し合い以降）から、部落会計が管理してきたと見せかけるために捏造されたことです。

#### 19. 操氏のその他不法行為と思われる事項

- ・園原川に建設事務所が砂防堰堤を建設するに、当該山林等の地主に買収費が支払われておりますが、そのうちの一人、熊谷やよい氏に支払われる200万円のうち、100万円を横領した疑い。（やよい氏他の話し）
- ・ヘブンスそのはらから暮白の滝上流への浄化槽排水につき、阿智総合開発株式会社は園原部落に補償費80万円を支払っているが、これを全額横領した。（阿智総合開発の石田貞夫社長及び吉川光圀社長、渋谷秀逸・熊谷時雄の話し）
- ・月見堂（広極院）の仏像三体（部落財産）を自宅に持ちさる。
- ・集会所に保管されていた山林古図2枚を自宅に持ちさる。
- ・月見堂及び集会施設が在る土地は「耕地」として登記され部落の財産となっているが、これらの土地と集会所も含めて善光寺村上住職に空売りし、それらの金員を着服している。（月見堂（広極院）は部落財産で信濃比叡の所有物ではありません。よって、賽銭の管理を奉賛会がやってきました。）
- ・園原観光有限会社へ部落が出資した50万円の返金がされていない。

#### 20. 以上の内容を事実として証明できる者達

部落在住者

・熊谷秀二・熊谷寛夫妻・渋谷幸美・熊谷敏治・熊谷千代美

部落移転者

・熊谷久志・熊谷明久・熊谷やよい・田中利彦妻・熊谷元次

#### 21. 部落長と会計を回り番にした経過

昭和61年から、熊谷秀二氏と田中義幸氏の二人が部落長と会計を交互に続けているのが操氏の横領隠ぺいにつながっていると考え、部落長人事を各組の回り番にしたらどうかと提案しました。その効果において、平成16年に会計を務めたことで、操氏と話し合いを行うことが出来ました。

## まとめ

操氏の水道料返還金の横領は昭和60年から知っておりました。平成16年2月末の四人（操氏・義幸・氏寛氏・私）の話し合いで解決できたと思っておりましたが、平成28年の会計として確認したところ、残念ながら横領は続いていました。このことに関し、部落長の立場において穏便に解決しようと進めていましたが、あろうことか、私の部落長を解任させ、私を部落から追い出すとの卑劣な手段に出られました。やむを得ず訴訟に及びましたが、いまだ話し合いにおける解決は出来ると考えております。しかし、嘘をつかれては話し合いにならずして、まずは部落全住民が事実関係を確認する必要があると考えます。

つきましては、三冊の帳簿と使用済普通預金通帳、解約した4通の特別会計の通帳とこの文書を各自が照らし合わせたくて、話し合うことです。

（帳簿と通帳は全部落住民がいつでも閲覧できる権利が有りますので、順番に回せばひと月程度で確認できることです。）

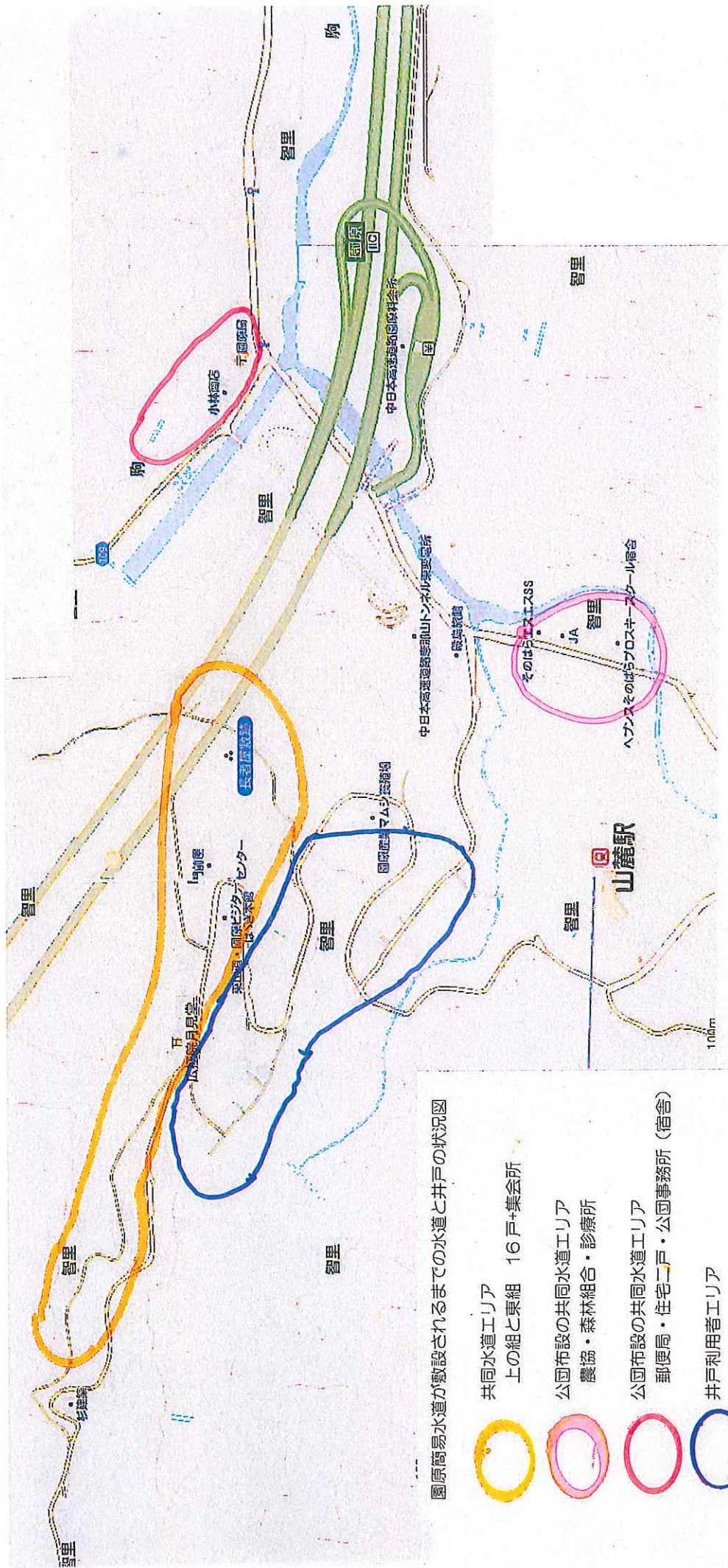
この文書と帳簿通帳だけでは不十分だと思われる方が居られましたら、関連する資料等が十分ありますので、直接お知らせください。

部落住民皆さんのお金ですので、間違いとして話し合えば、確実に解決できることです。





令和5年12月22日

熊谷章文





園原簡易水道が敷設されるまでの水道と井戸の状況図

-  共同水道エリア  
上の組と栗組 16戸+集会所
-  公団布設の共同水道エリア  
農協・森林組合・診療所
-  公団布設の共同水道エリア  
郵便局・住宅二戸・公団事務所(宿舎)
-  井戸利用エリア



陳 述 書

令和6年(2024年) / 月22日

長野地方裁判所飯田支部 御中

住所 長野県下伊那郡阿智村智里3643-1

氏名 籓谷章文 

## 1 園原簡易水道の沿革

(1) 昭和32年頃に、私の家を含む園原部落東組の住民(8戸)らが、園原部落最上部に在る上の組(カミノクミ・西組ともいう)の熊谷林弥氏の裏手山林暗がり沢(クラガリサワ)に集水池を設けて、東組の各戸へ水道を敷設することになりました。これに併せ、上の組の住民数戸と、中組(ナカクミ)の熊谷岩男氏から「仲間に入れてほしい。」との依頼があり、上の組と東組に共同水道が敷設されました。

(2) しかし、昭和43年頃に、暗がり沢にある共同水道の集水池の水量が減水したことで調査を行ったところ、その原因が、昭和41年頃から始められた中央道恵那山予備トンネルの出水に関係あることが判明しました。

そこで、当時村会議員であった私の祖父・熊谷清(東組在住)が、日本道路公団に、新たな水源を確保していただきたいとの要望を上げ、共同水道を利用していた16戸(この他に集会所があった)と道路公団との話し合いがもたれ、その結果、道路公団は、住民の要望に応じて、千代の沢の源流に止水提を設け、集水池を設置して、共同水道に接続してくれることになりました。

(3) 当時の園原部落には、上の組・東組の他に、中組(ナカクミ)・下平組(シタダイラクミ)・殿島組(トノシマクミ)の16軒くらいの住戸が存在しており、それぞれが、横井戸や湧水を引水して生活用水にされておりましたが、横井戸と湧水を利用されていた住戸にも同じような減水が見られたことで、それぞれの組にも水道を敷設していただきたいと、祖父清議員に要請がありました。

祖父は早速に、「園原集落全てに水道を敷設していただきたい」との陳情を行うとなり、渋谷勲議員(母方祖父:園原部落に隣接している本谷集落(農間部落・中央部落・戸沢部落・向(ムカエ)部落)の代表議員)にも同行してもらい、道路公団に対して、「渴水したのは共同水道だけでなく、井戸や湧水利用者も渴水した」として、16戸にも被害が出ている事実を告げ、園原部落全戸への水道敷設を陳情しました。

道路公団との話し合いの結果、横井戸や湧水利用者の16戸に対しても補償が行われることになりました。

- (4) 当時、トンネル工事で移転された施設や住戸が複数あり、その内、農協や森林組合、診療所、公団事務所・宿舎（熊谷菅雄別宅・井上住宅・殿島旅館が含まれます。）には、予備トンネルからの出水を使用した共同水道が敷設されており、また、郵便局、公団事務所・宿舎、住戸には近くの沢を給水源とした共同水道が敷設されておりました。

昭和47年10月に園原簡易水道は完成しましたが、その後、これらの共同水道が更に順次接続されました。

- (5) 園原簡易水道の全域について

園原簡易水道は昭和47年10月に完成しましたが、実際に管理運営が始まったのは昭和48年度からであります。（第1工区）

47年の完成後、引き続いて、農協・森林組合・診療所の共同水道への接続がなされています。（第2工区）

郵便局への接続に関しては、県道敷設替え工事に併せて、配水管工事が部分的に行われていますが、実際に接続が完成したのは、恵那山第2トンネルが完成した昭和60年です。（第3工区）

## 2 園原簡易水道の管理について

- (1) 園原簡易水道の完成に伴い、水道施設の管理は部落が行うとされて、当時の部落長熊谷千美氏が部落印鑑にて、村と契約をしています。

以降は、熊谷千美氏が園原簡易水道の管理を行っていましたが、熊谷操氏が村会議員になった昭和54年に、部落の承諾なく、千美氏から部落印鑑を借り出して管理者を交代していたことが、後に判明しました。

- (2) 私が当時の事情を詳しく知っているのは、祖父清や渋谷勲から幾度も聞かされたことでもあり、父典章（ツネアキ）が昭和57年まで当農協の所長であったこと、また昭和60年には村の教育長でしたので、農協の移転や共同水道のいきさつ、管理を千美さんが部落長として契約していたことなどを詳しく知っていたからです。

それに、隣家である叔父啓司が道路公団の作業員であったこと、また、母方叔母（渋谷いつほ（後に、鈴木公団事務所長の弟と結婚しています。))が公団事務

所の事務員であったこと、父方叔母（美恵子）が当森林組合の事務員であったこと、郵便局長の渋谷英雄氏が祖父渋谷勲と義兄弟であるとともに、私が移転した農協の施設を設計した小平建築設計事務所に勤めていたことで、ここまでの間、この地区における歴史をつぶさに見てきたからであります。

- (3) なお、昭和49年頃、園原地区に新たに住戸が2軒（井上治・大蔵秀一）移住されておりますが、この2名が園原簡易水道を使用するに関して、加入金（3千円）を園原部落会計にそれぞれ収めております。

### 3 園原部落の住民が水道料金を徴収されることになった経過

- (1) 阿智村が全村水道化（横川部落を除く）になったのは昭和60年頃だと思いますが、その頃、恵那山第2トンネルの完成に伴い、園原簡易水道も郵便局の共同水道まで接続されて、園原地区一帯の水道事業が完成しています。

昭和59年頃、当時の黒柳忠勝阿智村長から、「阿智村の全村水道化に併せ、園原簡易水道も阿智村で管理を行いたい。」との申し入れが園原部落に有りました。

- (2) そこで、当時の渋谷武彦部落長は、部落会を開催し、村から説明を受けました。なお、この会合には、父の代わりに私が出席していましたので、私は、直接村の説明や部落会でのやりとりを聞いています。

村の担当者の説明は、「阿智村の全村水道化に伴い、園原簡易水道も、村で管理を行いたい。水道料金を徴収しますが、これからは村が管理しますので、維持管理費用を清算して残りは返金します。」というものでした。

部落会では、どのくらい返してくれるのかとの話が中心であって、村で管理することに反対する人はおりませんでした。

村は、「今の時点ではいくらとは言えないが、だいたい、半分くらいは返せるのではないか。」と説明しましたが、では、どのように返すのかとの質問には、「部落にまとめて返金したい。」とのことでした。ちなみに、この部落会には、議員であった熊谷操氏は出席しておりませんでした。

### 4 水道料金返還金が熊谷操氏に横領されていたことについて

昭和61年2月、父典章は教育長になりましたが、平成元年頃、原武平収入役から、「園原水道の管理が部落長から操議員に代わっているが知っているか？ 議員

は部落長になれないのでおかしくないか？ 水道料の返還金も操の口座に振り込まれているが、やっている（横領）のではないか？」と聞かされたことで、早速に父が千美氏に話を聞けば、千美氏は、「操君が来て、管理は俺がやることになったので、部落の印鑑を貸してほしいと言われ、やむなく渡している。部落に報告しなくて悪かった。」と話されたようです。

そこで、父は、当時の部落長であった渋谷武彦氏に相談したところ、部落会を開いて、会計役である熊谷唯義氏に詳しく話を聞くことになりました。

私は、父から、「(父は) 教育長の立場で部落会に出席できないが、話は全て啓司(父の弟)と武彦さんに話してあるので、黙って聞いていけばよい」と言われ、この会議に出席しました。

渋谷武彦部落長は、「村は返還していると言うが、部落は受け取っていない」「操君が管理者だと言って受け取っていると聞くが、管理は千美さんじゃないか」と話しました。当時、熊谷操氏は議員であったため部落会に出席していなかったため、唯義氏が電話で呼び出しましたが、熊谷操氏が顔を出すと、熊谷千美氏が、「俺が代ってもらった」と急に言い出したため、それ以上、管理については、追及することが出来ませんでした。

水道料金返還金については、熊谷操氏は、「自身が管理費を受領してきたため、誤って水道料金返還金も一緒に自分の預金口座に入金されたかもしれない。調べてみる」と述べていました。

#### 5 熊谷操氏から水道料金返還金の部落へ返金する約束を取り付けたこと

(1) 平成16年2月末頃、私は、平成16年度の副部落長(会計)であったため、部落長の熊谷寛氏と二人で、熊谷操氏の自宅を訪問して話をしに行きました。私たちが熊谷操氏の自宅へ行くと、田中義幸氏も来ており、4名で話をすることになりました。

熊谷操氏は、「管理費として15万円はもらいたい。残りの30万円を部落に返金する」と言ったため、阿智村からの返還額がいくらなのか不明でしたが、その年から、園原部落へ30万円を返金してもらうことになりました。

(2) 平成16年度は、田中義幸氏の妻である田中正子氏が、部落長である熊谷寛氏

の自宅に現金を持参し、部落長から会計である私が30万円を預かりました。その30万円については、その他の入金と合わせて、平成16年5月27日付で飯田信用金庫上飯田支店から園原部落の口座に振り込んで預け入れました。

- (3) 翌17年度の私が部落長の時は、田中正子氏がJAみなみ信州園原支所のカウンターに30万円を置いて行ってしまったとのことで、熊谷昌和支所長から私に連絡があったため、私が園原支所に出向いて30万円を受け取り、当時の会計であった熊谷和美氏に手渡して、部落口座に入金するように指示をしました。

この30万円については、私としては、部落口座に入金されているものと考えていましたが、今回の訴訟で口座履歴を精査したところ、入金されていないことが分かり、行方が分からなくなっています。

なお、上記出来事の詳細については、甲25の陳述書に記述したとおりです。

## 6 園原部落会の発足

平成17年度は私が部落長でありました。「水道の管理を園原部落に戻すにはどうすればよいのか。」「水道料返還金を部落で受け取るにはどうすればよいのか。」と考え、何か方法が無いかと調べたところ、地方自治法において「認可地縁団体」があることを知りました。地縁団体であれば、不動産の共同所有が出来るとありますので、それまでの部落財産が無課税になるメリットもありました。また、園原簡易水道の施設も不動産であることから、今まで部落で行って来た管理を地縁団体の目的に加えれば、返還金もまた財産として扱うことが出来るのではないかと考えました。この様な考えを部落住民全戸に説明し合意が得られたため、木下伸二司法書士に地縁団体の認可申請をお願いしました。

私が部落長の任期中に地縁団体の申請を行う予定でしたが、木下司法書士の準備が遅れ、具体的な素案がまとまったのは平成19年度の終わりでした。そこでもまた必要な書類を揃えるのに時間がかかり、村に申請を上げたのは平成20年になりました。申請書は長野県建設事務所の庶務課に回り、県での審査では「2年間の管理実績報告書が必要」とされたことで、実際に、登記が出来たのは、平成23年3月となりました。

## 7 水道事故の経過

地縁団体の名称は「園原部落会」、代表は私になりましたが、早速に、その地縁団体の活動に思わぬ事件が勃発しました。その事件とは、「塩素機故障による水道水の汚濁」です。

その事故が発生したのは平成23年7月ですが、ある時突然に水道水が塩素臭くて飲めなくなりました。それは2、3日続いたと思いますが、さすがに異常な状況であるため、私は、園原部落会の代表者として、まずは阿智村の生活課（水道課）へ電話を入れました。

それから2～3時間経った頃、役場の担当係長が私の自宅まで来られ、「塩素機が故障して塩素が全部出てしまい、それで水道水が汚濁されました。申し訳ありません。」「塩素機は直ぐに交換できませんが、飲水には問題ないと思います。」「村から熊谷操さんに管理をお願いしていましたが、浄水場に完備してある管理帳が数年間白紙であるために気づくのが遅れました。」と、塩素機の故障に気づかなかったのは管理の問題だと話されました。

私は、操氏が園原部落会の水道施設の管理を委託されていながら、実際には管理が行われていないのは看過できないと考え、園原部落会で会議を開いて操氏に説明を求めることにしました。

## 8 園原簡易水道管理者の変更

平成27年7月の塩素機故障事故の説明を操氏から受けるために、園原部落会発足以来の最初の会議を開催したところ、ほとんど全戸の出席が有りました。

私が事故の実態を説明した上で、操氏において今まで水道施設を管理してきたことの説明を求めたところ、操氏は、「園原水道は道路公団の補償においてつくってくれたもので、その管理は原孝平村長から『操君頼む、園原水道の面倒を見てくれと』頼まれたからだ。」と、事故とは全く関係ない話をされ、合理的な説明はできませんでした。

私は、「水道の管理は部落が行うとされ、当時の部落長千美さんが村と契約してやっていたが、操さんが議員になった時に交代されたようですが、やはり管理をしていないとか、管理手帳が白紙であったと水道課の係長が言っていたので、操さんの管理に問題があったのだと思います。」「そこで、操さんには今までご苦労様

でしたが、この際管理は園原部落会に戻したいと考えます。については、井水の管理を行っている友弘さんが適任かと思うので、友弘さんに交代していただいてはどうでしょうか？」と提案し、出席者の皆さんに了解していただきました。

その翌日に、阿智村役場の生活課係長に、管理を操氏から友弘氏に交代したことを報告したところ、「契約が有るので友弘さんに来てほしい。」と言われましたので、友弘氏に、「管理費の他に水道料の返還金が50万円以上あるが、その金は部落に入れてくれ、管理費は15万円だと操さは言っているが、もう少しあるようだ。どっちにしても契約に出向いてください。」と、お願いしました。

#### 9 管理者が交代されていなかった件について

平成27年の部落長は田中友弘氏であり、会計は熊谷政幸氏でありました。平成28年2月28日の日曜日の夜に、年度末総会に向けて三役が会計報告の確認を行ったところ、田中友弘氏から水道料金返還金が入金されていないのに気づき、友弘氏に「なぜ返還金を入金していないのか？」と聞けば、「実は、あれから操さに呼び出され、『水道の管理は孝志にやらせる。お前には公衆便所の管理15万円を支払うので、それで了解してほしい。』と言われたので、操さには逆らえなかった。」と吐露しました。

そこで、平成23年7月の塩素機事故の時に、管理者の交代は村に届けているので、詳しい話を生活課長に聞く必要があるとして、来年度の部落長に決まっている政幸氏に「一緒に村に行ってくれないか」とお願いしたところ、職場の休みが水曜日だとのことで、平成28年3月2日水曜日に、私と政幸氏の二人で村役場に出かけました。

当日、出納室長に話を聞けば、「水道の管理は操さんで、今までも管理費を支払っています。」と話されたので、簡単に経過を説明したところ、「生活環境課から回ってくる支払書で払いますので、詳しいことは矢澤課長に聞いてみます。」と言われ、しばらくしたら矢澤生活環境課長が見えられましたが、同じように「操さんが管理者です。」「管理者の交代の話は知りません。」と話されました。私が「それはおかしい話だが、管理者が操氏であれば、契約書が有るはずなのでそれを見せてください。」とお願いしたら、「契約書の関係は今久留主総務課長に聞かなければ分からないの



で、少し待ってください。」と言って席を外されたが、しばらくして戻られると、「契約書は有りますが、どこに入っているかすぐには判らないそうです。」と話されたので、「では、来週の水曜日、9日にまた来ます。」と伝えて、その日は帰宅しました。

#### 10 熊谷秀樹村長との面談

私は、平成28年3月9日水曜日、操氏の横領に関する事、そして、岡庭一雄前村長の不正に関する事を書面にまとめたものを2部用意して、熊谷政幸会計とともに再び阿智村を訪ねました。

矢澤生活環境課長と係長が出迎えてくれ、住民室に案内されましたが、そこで、井原清人地域活性化課長にも同席をお願いしています。

矢澤生活環境課長は、B5用紙を横書きにした書面を私に見せ、「これが操氏との契約書です。」と話されましたが、その書面には、「園原簡易水道組合代表熊谷操」と、「管理費52万5千円」とが書かれておりました。

私は、「管理費は15万円ではないですか？ 52万5千円は水道料の返還金ですよ。」「園原簡易水道組合って何ですか？」と聞きましたが、矢澤課長は何も答えませんでした。

そこで、私が、「園原簡水組合など園原部落に存在していませんが、架空の団体に52万5千円払っているのですか？」と問い詰めても無言でした。そのうちに、熊谷政幸会計が、「用事が有るので帰ります。」と、勝手に帰ってしまったので、やむなく、前述の用意した書面をお渡しして、「ここに二つの封筒が有りますが、この中身を矢澤課長も井原課長も読んでいただいて、そのあとに、二人とも村長に渡してください。」とお願いして帰りました。

その数日後、熊谷村長から突然に私の携帯に電話が入り、「ぜひお会いして話を聞きたい」と言われましたので、会う約束をしましたが、村長は「役場で会ってはずいので熊谷さんの会社に出向きますが、今度の土曜日で都合はどうでしょうか？」とのことで、3月26日の土曜日、私の会社（章設計）で、午後1時30分に面談しました。

面談の内容は、園原水道が道路公団の補償において布設されるまでの経過と、管

理は園原部落で行っていたこと、水道料金の返還金について説明した上で、熊谷操氏の横領の証拠である昭和60年の使用済通帳を見せました。

ただし、私としては、ことを荒立てたくないという気持ちがありましたので、村長には、「操さんは名の有る方なので、何とか間違いで済ませてくれませんか。」とお願いしました。村長からは、よく調べてお返事しますと約束していただきました。

## 11 警察に届けた経過

平成29年1月になり、村長との面談から1年も過ぎようとするに、村長からは何も返事が無いままでした。そんな折、「熊谷秀樹村長の総決起集会（村長選挙）に操氏とその家族が出席していたぞ。それも前列に陣取っていた。」との電話が熊谷好泰氏から入りました。その電話で村長に不審を覚えたので、選挙が無投票で終わったころ合いを見計らい、役場に出向いて当選の祝辞をさしあげ、「操さんの件はどうなっていますか？」と言ったところ、何もそれには答えてくれませんでした。

3月末にもう一度村長に会い、「どうなっていますか？」と再度聞けば、「ああ、ええ、まだ良く分らないので…」と言葉を濁されました。「そうですか、私は今度部落長になりますが、この件が解決しなければ今年度の会計を閉めることができませんので、村長さんが対処できなければやむを得ないので警察に相談します。」と伝え、4月5日に、飯田警察署刑事課知能犯捜査一課係長知久刑事と面会し、横領の証拠と書面を提出しました。知久刑事は立ち上がり、「こんな悪い奴は今まで見たことが無い！」と言われ、「熊谷さん、7年分しか取り戻せないが、それで良ければ逮捕します。」と話されたので、「構いません」とお願いしました。その翌日に、村長に会って、「飯田警察署の刑事に告発しましたので、刑事が捜査に来るようです。」と伝えました。

## 12 熊谷操氏横領の内容

### (1) 管理費の横領

昭和48年から始まった園原簡易水道の集水池や浄水場の管理委託は、当時の部落長であった熊谷千美氏が部落の印鑑を用いて管理契約を行っております。

しかし、熊谷操氏が村議会議員になった昭和54年に、部落の印鑑を持ち出し

て契約を行っています。

管理契約は園原部落と阿智村でなされていたことで、それを、園原部落の合意なく、操氏個人の契約とし、操氏が管理費を受け取ってきたのは横領だと考えます。

しかも、平成23年に起きた塩素機の故障の際に、操氏が管理費を受け取っていないながら、何も管理を行っていなかったことが発覚しています。

#### (2) 水道料金返還金の横領

昭和60年、阿智村の全村水道化に併せ、園原簡易水道も阿智村の水道として管理したいとの申し入れにおいて、水道料金が徴収されることになりましたが、管理等にかかる経費を差し引いて、残りの金額を園原部落に返還されることになりました。しかし、操氏は、議員の立場を利用して、その返還される金員を自分の口座に振り込ませ、着服してきました。

#### (3) 園原部落の特別会計口座について

操氏らは、受領した金員の一部を、「園原部落特別会計」（口座番号 6159869）へ預け入れて園原部落へ引き渡したと主張していますが、この口座は操氏により部落に無断で開設された口座であり、通帳の管理も部落では行われていませんでした。

平成16年度は私が副部落長会計でしたが、その際に、前年度会計から引き継いだ書類にはこの通帳は含まれていませんでした。

そのため、甲4の通帳がいつ部落会計に引き渡されたのかは不明ですが、部落に引き渡されるまでは、「園原部落特別会計」（口座番号 6159869）の口座は、実質的には熊谷操氏の個人口座であり、この口座に入金していたからと言って、部落へ引き渡したとは言えません。

私としては、横領の隠蔽工作のために口座が開設されたのではないかと考えています。

#### (4) 帳簿の改竄・変造について

その上、園原部落会計帳簿に上記口座の存在とその内容を記載するための操作が行われて、平成16年度ないし平成18年度の帳簿記載にパソコンで打ち出し

た書面が貼り付けられている（乙28の1・2、及び、新たに提出する甲34）。  
これは、部落会計が上記口座を管理してきたと装うために帳簿を改竄・変造した  
ものと思われる。

以上

## 部落普通現金

収入計 - 支出計 = 残高  
 2,772,093 2,504,662 267,431

日付	摘要	収入	支出	残高
		1,203,837		1,203,837
3月15日	電話		2,719	1,201,118
3月15日	電気		2,889	1,198,229
3月17日	西公民館	1,000		1,199,229
3月20日	中組3月	3,500		1,202,729
3月22日	農協購買品		2,028	1,200,701
3月27日	水道		2,050	1,198,651
3月27日	下平組3月	4,500		1,203,151
3月30日	東組3月	2,500		1,205,651
3月30日	西組3月	3,500		1,209,151
4月3日	殿島組(17年出不足金)	27,000		1,236,151
4月3日	智里西自治会	20,000		1,256,151
4月10日	東組 4月 5軒	2,500		1,258,651
4月11日	下平組祭り	9,000		1,267,651
4月17日	電話		2,727	1,264,924
4月17日	電気料金		2,662	1,262,262
4月17日				1,262,262
4月18日	西組4月	3,500		1,265,762
4月21日	農協購買品		61,154	1,204,608
4月28日	下平組4月	12,000		1,216,608
5月1日	東山道園原	12,000		1,228,608
5月15日	電話		2,719	1,225,889
5月17日	中組4月5月	7,000		1,232,889
5月18日	電気料金		2,358	1,230,531
5月18日	東組公民館	5,000		1,235,531
5月18日	東組5月	2,500		1,238,031
5月22日	農協購買品		46,452	1,191,579
5月23日	春祭り(園原観光飲み物代)		12,800	1,178,779
5月25日	水道		2,890	1,175,889
5月29日	下平組5月	12,000		1,187,889
5月29日	殿島組4月5月	3,000		1,190,889
5月29日	殿島組春祭り	3,000		1,193,889
6月14日	西組5月	3,500		1,197,389
6月15日	電気		2,038	1,195,351
6月15日	電話		2,719	1,192,632
6月15日	中組6月	3,500		1,196,132

6月16日	阿智村夏祭りへ (現金)		20,000	1,176,132
6月19日	下平組 公民館	8,000		1,184,132
6月19日	中組み祭り	7,000		1,191,132
6月19日	下平組(4月28日払い戻し)		12,000	1,179,132
6月19日	下平組(5月29日払い戻し)		12,000	1,167,132
6月19日	下平組4月	4,500		1,171,632
6月19日	下平組5月	4,500		1,176,132
6月19日	東組 6月	5,000		1,181,132
6月26日	建更掛け金		70,000	1,111,132
6月26日	殿島組6月7月	6,000		1,117,132
6月28日	下平組6月	9,000		1,126,132
7月18日	電気		1,675	1,124,457
7月18日	電話		2,727	1,121,730
7月18日	東組7月	5,000		1,126,730
7月20日	中組7月	3,500		1,130,230
7月21日	農協購買品		4,032	1,126,198
7月25日	水道		2,050	1,124,148
7月26日	西組6月	3,500		1,127,648
7月28日	下平組7月	9,000		1,136,648
8月7日	西公民館負担金		32,000	1,104,648
8月14日	電気		2,038	1,102,610
8月15日	電話		2,719	1,099,891
8月16日	殿島組8月	3,000		1,102,891
8月21日	預金利息	77		1,102,968
8月21日	農協購買品		11,490	1,091,478
8月21日	東組8月	5,000		1,096,478
8月21日	西組7月	3,500		1,099,978
8月28日	下平組8月	9,000		1,108,978
8月28日	中組8月	3,500		1,112,478
9月13日	西組8月	3,500		1,115,978
9月15日	電気		1,675	1,114,303
9月15日	電話		2,773	1,111,530
9月20日	西組9月	3,500		1,115,030
9月20日	東組9月	5,000		1,120,030
9月21日	電柱敷地料	540		1,120,570
9月21日	農協購買品		9,108	1,111,462
9月21日	殿島組9月	3,000		1,114,462
9月25日	水道		2,050	1,112,412
9月26日	中組9月	3,500		1,115,912
9月28日	下平組9月	9,000		1,124,912



10月13日	中組10月	3,500		1,128,412
10月16日	電気		1,942	1,126,470
10月16日	電話		2,719	1,123,751
10月16日	東組10月	5,000		1,128,751
10月17日	下平組秋祭り	9,000		1,137,751
10月25日	殿島組10月	3,000		1,140,751
10月27日	阿智村収入役より	500,000		1,640,751
10月30日				1,640,751
10月30日	下平組10月	9,000		1,649,751
11月6日	東山道園原	18,000		1,667,751
11月7日	熊谷時雄		1,000,000	667,751
11月8日	中組11月	3,500		671,251
11月9日	殿島組11月	3,000		674,251
11月15日	電話		2,719	671,532
11月16日	電気		2,294	669,238
11月21日	農協購買品		86,271	582,967
11月22日	中電敷地料	9,000		591,967
11月27日	水道		2,050	589,917
11月27日	東組11月	5,000		594,917
11月28日	殿島組11月	3,000		597,917
11月28日	下平組11月	9,000		606,917
11月30日	西組10月11月	7,000		613,917
12月8日	中組12月	3,500		617,417
12月13日	中組秋祭り	7,000		624,417
12月13日	中組公民館	7,000		631,417
12月13日	集会場使用料(広域連合)	3,000		634,417
12月13日	園原社賽銭	491		634,908
12月15日	電気		2,614	632,294
12月15日	電話		2,727	629,567
12月18日	東組12月	5,000		634,567
12月28日	下平組12月	9,000		643,567
1月10日	中組1月	3,500		647,067
1月15日	電話		2,719	644,348
1月16日	東組1月	5,000		649,348
1月17日	西組12月	3,500		652,848
1月18日	電気		2,769	650,079
1月22日	農協購買品		4,648	645,431
1月25日	水道		2,050	643,381
1月29日	下平組1月	9,000		652,381
1月31日	殿島組1月	3,000		655,381

2月14日	中組2月	3,500		658,881
2月15日	電話		2,719	656,162
2月15日	電気		2,769	653,393
2月19日	預金利息	351		653,744
2月20日	智里西自治会		40,320	613,424
2月20日	西公民館負担金		5,000	608,424
2月20日	中組公民館	7,000		615,424
2月20日	熊谷 貞(土地代)		4,000	611,424
2月20日	熊谷 久志(土地代)		43,000	568,424
2月21日	農協購買品		11,485	556,939
2月23日	西組1月2月	7,000		563,939
2月23日	殿島組2月	3,000		566,939
2月26日	火渡り実行委員会	100,000		666,939
2月26日	東組2月	5,000		671,939
2月28日	智里西自治会道路	20,000		691,939
3月7日	阿智村収入役より	321,000		1,012,939
3月13日	殿島組3月	3,000		1,015,939
3月15日	電気		2,524	1,013,415
3月15日	電話		2,740	1,010,675
3月16日	西組 3月	7,000		1,017,675
3月20日	中の組	3,500		1,021,175
3月20日	西組 6~2月	31,500		1,052,675
3月20日	中組 6~3月	35,000		1,087,675
3月20日	西組春祭り	7,000		1,094,675
3月20日	西組秋祭り	7,000		1,101,675
3月22日	購買代金 農協		2,500	1,099,175
3月26日	水道		2,050	1,097,125
3月26日	東組3月	5,000		1,102,125
3月26日	東組お祭り	10,000		1,112,125
3月28日	下平3月	9,000		1,121,125
3月28日	N01通帳へ 火渡り分		200,000	921,125
3月28日	N01通帳へ 園原社賽銭		491	920,634
3月28日	中の組 公民館		7,000	913,634
3月28日		48,297		961,931
3月28日	西組 公民館	7,000		968,931
3月29日	下平 2月	9,000		977,931
3月29日	殿島 秋祭り	3,000		980,931
3月29日	殿島 公民館	3,000		983,931
3月29日	下平 公民館	1,000		984,931
3月29日	出不足 芳友	8,500		993,431



3月29日	人工調整 西組		71,500	921,931
3月29日	人工調整 中組		38,000	883,931
3月29日	人工調整 東組		40,000	843,931
3月29日	人工調整 下平組		64,500	779,431
3月29日	集会所分		155,000	624,431
3月29日	阿智工務店		357,000	267,431
合計			2,772,093	2,504,662

表示行のみの集計 2,772,093 2,504,662

### 園原部落特別会計

前年度繰越 利 息 入 金		881,347 488 165,000
残 金		1,046,835

### 園原部落特別会計 No1

前年度繰越 利 息 入 金		187,545 90 202,491
残 金		390,126

### 園原修景事業

前年度繰越 利 息 入 支 金 出		860,814 305 160,900 330,100
残 金		691,919



## 陳 述 書

令和4年10月12日

住所：飯田市白山通り1丁目391-1  
氏名：熊谷泰人

- 1 私は、原告熊谷章文氏（以下、章文氏といいます。）といとこの関係にあります。章文氏とは、父方の祖父を同じくし、私の父啓司と章文氏の父典章氏は兄弟です。

私は、飯田市議会議員の職にあり、普段は飯田市で生活していますが、週に1回ほど訴状別紙の熊谷泰人宅（平成18年建設）と書かれた家に行っています。訴状別紙の熊谷泰人元住居というのは私の実家であり、今は誰も住んでいません。

令和4年10月4日、現地で、章文氏、弁護士さんと会い、訴状別紙旧量水器と書かれた辺りを掘ることを承諾しました。

以下、私の認識をお話しします。

- 2 まず、現在の園原水道が中央道恵那山トンネル掘削工事による湧水被害の補償として敷設されたか、村の予算のみで敷設されたかですが、私は、補償工事として敷設されたものと認識しています。但し、補償方法や、金額についてはまでは知りません。

また、量水器が設置された時期が昭和47年であったか、水道料金の徴収が始まったのはいつであったかについては、その当時、私は実家に住んでいませんでしたので、私自身は直接体験していません。もっとも、父からは、昭和60年頃に阿智村に水道料金を支払うことになったが、

そもそも現在の園原水道は公団の補償として敷設されたので、村に料金を払う必要があるのかが問題になり、村としては、他の地域との関係上、園原水道利用者のみを優遇するわけにはいかないもので、名目を付け実質半額を園原部落へ返還することになったと聞いています。

- 3 令和2年乙8号証の1の場所で工事をしている際、私が通りかかりました。この日時について私は覚えていませんが、阿智村によると乙8号証の2が撮影されたのは令和2年7月とありますので、この時の出来事になります。

私は、工事の際に阿智村の職員も立ち会っていたので、職員に何をしているのかとお聞きしました。その職員の説明によると、章文氏宅の水道を止める工事をしているとのことでした。しかし、職員は把握されておられなかったと思いますが、ここに止水栓を取り付けて水道を止めてしまうと、訴状別紙の熊谷泰人宅（平成18年建設）と書かれた家への給水も止まってしまうことになります。私の家への給水配管でもあるからです。また、私は水道料金の支払いをしているので、止められる理由はないと思います。そこで私は、職員へ、それだと家への給水が止まるから困る旨お伝えしました。そうしたところ、この止水栓を使わないことになりました。つまり、ここにある止水栓で給水停止を行うことができるが、実際に使わず、使わないことにしたことになります。

- 4 章文氏宅への水道供給が完全に停止されたのは令和3年11月9日とありますが、この頃、阿智村職員からは、章文氏宅への給水を停止する旨の連絡がありました。そして、私の家にはポリタンクを設置することでした。

しかし、それでは生活に不便ですし、私は水道料金を支払っているので、水道が使えない生活をしなければならない理由はないと思います。そのため、私は、それでは困る旨伝えました。そうしたところ、この陳

述書に添付する写真に写っている黒いパイプで水道を私の家まで引いてくることになりました。この黒パイプは、訴状別紙の熊谷泰人元住居から引かれています。したがって、私は、このパイプを引くことについては村と話し合っています。

しかし、現在は私が所有している（甲6）訴状別紙の熊谷泰人元住居の土地に、章文氏宅への給水停止をする工事のために立ち入ることの相談や、土地を掘り返すことの相談は受けておりません。したがって、私が私の敷地に第三者が立ち入ること、工事を実施することについて、黒パイプについては別ですが、承諾した事実はありません。章文氏宅への水道供給が完全に停止するためにどのような方法が用いられたか、私は見ていませんので分かりませんが、給水停止時の態様について章文氏の言い分が正しいのだとすると、阿智村は、私の承諾なく、章文氏宅への給水停止をする工事のために、私の敷地に入り、掘り返すことなどをしたこととなります。

阿智村と私の間では、黒パイプを引く話をしていたのですから、私に一声掛けることはできたのではないかと思います。

以 上



